

平成 27 年度 小学生の放課後等居場所事業のモデル実施について

区では、「区立施設再編整備計画（平成 26 年 3 月策定）」に基づき、学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業を区立小学校内で実施し、これらの事業に参加する児童の行き帰りの安全を確保するとともに、健全育成環境の拡充を図る考えです。

この方針を踏まえ、平成 27 年度から、区独自の新たな取組としての放課後等居場所事業を、学童クラブが小学校内に設置されている学校や類似事業である放課後子ども教室（＊）の運営実績がある学校など 4 校を対象に、以下のとおりモデル実施していきます。

（＊）放課後子ども教室・・・文部科学省所管の事業として、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するもの。

文部科学省と厚生労働省による小学生の放課後活動のガイドライン「放課後子ども総合プラン」でも、教育と福祉の連携による一体的な放課後事業の推進、学校施設の活用促進が示されている。

1 平成 27 年度モデル実施の概要

	杉一小	杉二小	東田小	松ノ木小
実施概要	放課後子ども教室を運営していない夏休みに実施	新たに放課後の事業を開始 毎回、参加者を募集 学童クラブ児童も参加	放課後子ども教室で児童館職員が活動プログラムを展開 学童クラブ児童の参加範囲を調整中	放課後子ども教室の活動日を拡大して実施 学童クラブ児童も参加
実施場所	校庭、体育館、図書室、多目的室	校庭、体育館、特別教室など	特別教室など	校庭、体育館、多目的室など
実施予定	7 月 27 日～8 月 28 日（8 月 10 日～14 日と土・日除く）	7 月 10 日イベント、9 月 18 日から月 1 回程度	9 月 10 日から月 1 回	9 月 30 日から月 1 回（第 4 水曜日＋保護者会開催日）
実施体制	放課後子ども教室運営メンバーと連携し実施	学校支援本部の協力を得て実施	学校支援本部と連携し実施 保護者等にも協力依頼	学校支援本部と連携し実施 保護者等にも協力依頼
学童クラブ	隣接する児童館内で実施	学校内、児童館の 2 か所で実施	学校内で実施	学校内別棟で実施
放課後子ども教室	月～金（週 5 回）自由遊び	未実施	木曜日（週 1 回）自由遊び、体験プログラム	火、木、金（各プログラム月 2・3 回）体験プログラム

2 平成 28 年度以降の取組

平成 27 年度の取組を検証の上、開催日や実施校の増、プログラムの充実など、段階的にモデル事業を拡充していきます。